

旧市内5支所の地域振興担当に新たな機能を位置づけ、支所・社会福祉協議会・福祉総合相談課の連携による新体制で実施

令和元年度まで	
福祉	<p><旧> 健康と福祉の相談窓口 (高岡・猿投で実証したモデル事業名称)</p> <p>福祉総合相談課 社会福祉協議会 (CSW※)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口 相談後の支援 虐待等の緊急案件の対応 支え合いの地域づくり 民児協地区協議会への出席 <p>※CSW コミュニティソーシャルワーカーの略であり、生活の困りごとを地域の様々な力につなげて解決するとともに、課題への対応がスムーズに進む仕組みづくりに取り組むコーディネーター</p>
	<p>地域保健課 (保健師)</p> <ul style="list-style-type: none"> まちぐるみの健康づくり等

高齢・障害の措置権あり。
一層の協議体の運営を行っている。

令和2年度から	
福祉	<p><新> 福祉の相談窓口</p> <p>支所 (地域振興担当) 4~5人体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口 (間取り、支援機関へのつなぎ) 支え合いの地域づくり (地域予算提案事業等による地域課題への対応) 民児協地区協議会への出席 <p>社会福祉協議会 (CSW※) 3~4人体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談後の支援 (経済的困窮者を中心とした支援) 支え合いの地域づくり (地域活動の支援等) 民児協地区協議会への出席 <p>社協は、平成27年度から生活困窮の窓口、生活支援コーディネーターを受託 ※別途、地域包括、相談支援事業、成年後見も受託</p>
	<p>福祉総合相談課</p> <ul style="list-style-type: none"> 支所及びコミュニティソーシャルワーカーの支援 相談後の支援 (困難案件、支援機関間の調整) 虐待等緊急案件の対応 民児協事務局、案件により地区協への出席
	<p>地域保健課 (保健師)</p> <ul style="list-style-type: none"> まちぐるみの健康づくり等 (従来どおり)

市民部局職員。
令和2年度より福祉部局経験者を1名増員

基幹的な支所のみ配置、乳幼児対応を要する際の現場対応メイン

尼崎市の体制

地域振興C 6カ所

【地域課】小学校区に地域担当職員41人を配置

【社協支部】5名 (専門員2名含む)

※

【南北HC】2カ所

生活困窮 成年後見C 生活保護 障害 地域保健

【本庁】基幹包括

住民の福祉的な困りごと

福祉の相談窓口
(地域振興部支所)

福祉総合相談課

高齢者

相談

支援

制度

障がい者

相談

支援

制度

子ども

相談

支援

制度

専門的

相談

支援

制度

コミュニティソーシャルワーカー (地域福祉・生活困窮)

福祉総合相談課

生活福祉課 (生活保護)

各所属・機関が同じ方向を向くための
意識醸成 = 第1の矢

各所属・機関が連携をスムーズにするための
潤滑策 = 第2の矢

各所属・機関が「のりしろ」を持つための
推進策 = 第3の矢

これらのベースとなる各所属・機関が意識すべき方向性・視点の提示も行う

(ビジョンでは相談支援というテーマに属する共通の上記3つの矢を進めるが、各所属・機関単独の施策・取組においても、考え方、方向性・視点は意識して実施する)

1 地域の様々な相談の受け止め（福祉の相談窓口の開設）

①今年度の目標

- ・地域の窓口である「支所」で相談を受け、支援先へ確実につなぎ、困りごとを抱えた住民の支援を開始する。

②具体的な取組

- ・地域共生社会の実現に関する庁内研修、相談支援に関する研修（制度等に関するもの、相談を受けるロールプレイなど）
- ・窓口運営に関する支所との定例会議、定例情報交換会
- ・相談支援におけるICT、AIの活用検討

③課題

- ・現時点で解決策のない困りごとについて、同時並行で支援策を検討していく必要がある。

2 多機関協働による体制づくり

①今年度の目標

- ・福祉の専門以外のネットワークを構築し、福祉を福祉部門だけで捉えない体制の構築（支援者・団体数の増加）。

②具体的な取組

- ・各種研修の実施（消福連携研修、多職種で自立を考える会、医介連携研修、高齢者・障がい者虐待防止研修など）。
- ・支所が所管する地域会議等への地域の福祉的状況の情報交換。

③課題

- ・多機関協働をうたう研修等がそれぞれ実施されているため、把握に努め、一定のコントロールをする必要がある。

3 参加支援の実施

①今年度の目標

- ・社協のボランティアセンターを活用し、困りごとを抱えた住民とボランティアをつなぐ情報提供及びサービス提供事例を増やす。
- ・お助け隊などの既存団体サービスにおいて、高齢者向けだったものを母子も利用できるなどの新たな範囲の検討を目指す。

②具体的な取組

- ・すでに展開している既存団体の活動の把握と活用、先進的な取組の横展開（ミライシニアなど）。
- ・社協ボランティアセンターの機能強化。

③課題

- ・民間や地域の取組は、新しい支援の創出や既存団体の機能拡大などを単年で構築することが困難で、地道な理解促進が必要。

- 1 「福祉」で受け止めるのではなく、「地域」で受け止める窓口。将来的には、福祉の視点も加えた幅広い地域づくりも視野。
- 2 相談機能の集約ではなく、既存の体制の活用（既存の相談支援機関の更なる強化も、第2次地域福祉計画・活動計画等で規定）。
- 3 自立相談支援事業(生活困窮)・地域共生モデル事業・生活支援体制整備事業・社協自主事業を組み合わせたCSWのエリア配置。

【福祉の相談窓口】
 令和2年度に入ってから、コロナによる経済不安の相談が多く、自立相談支援窓口を受託する市社協職員が直接対応することが多くなったため、福祉の相談窓口（地域振興部）が対応する相談件数は少なく、現時点では新体制での効果は把握できていない。

地域のすべての人の困りごと

【多機関協働の課題】

- 福祉総合相談課では、支援拒否事例や複合的な課題のある世帯支援のために、各分野の相談支援機関に協力要請するものの、各支援機関の協力を得ることができず、結果として対応困難事例が積み重なっている。
- 特に、部の異なる子ども部からは虐待対応以外の協力はしないとされており、多機関協働の中核的機関としての機能は十分に発揮できていない。

→次年度に、連携意識を醸成するために、関係10課長（高齢、障害、困窮、保育、社協等で構成）の定例会を設置する予定。

【地域づくり支援について】

- 従来から社協CSWは支所単位ではなく2層（中学校区）、3層（小学校区又は自治区）で住民の声を受けて随時、協議体を開催し、地域福祉活動の推進等の地域づくりを進めているが、効果的なサービス開拓の検討が必要。地域振興部は関与していない。

